稚　　内　　市
（仮称）生ごみ中間処理施設整備・運営事業

要求水準書（案）

平成２１年５月２６日

稚　　内　　市

目　次

Ⅰ．総　則　1

１．適用範囲　1

２．用語の定義　1

３．事業概要　1

(1) 事業名称　1

(2) 事業実施場所　1

(3) 事業スケジュール　2

４．立地条件　2

(1) 事業用地面積　2

(2) 建築規制等　2

(3) 造成計画　2

(4) 測量・地質調査等　3

５．事業範囲　3

(1) 施設、設備及び事業用地の設計、整備　3

(2) 施設の運営業務　3

(3) 施設、設備及び事業用地の維持管理・修繕業務　3

６．遵守すべき法令等　3

７．関係官公署の指導等　5

８．提出書類　5

９．モニタリング　5

(1) 本事業の実施状況の確認　5

(2) 財務状況の確認（財務状況モニタリング）　6

10．事業条件等　7

(1) 事業条件　7

(2) 事業提案書の変更　7

(3) 要求水準書記載事項　7

11．情報公開　7

Ⅱ．特記事項　8

１．設計及び建設に関する特記事項　8

(1) 事前調査　8

(2) 本施設に係る設計　8

(3) 一般廃棄物処理施設設置許可申請手続　8

(4) 官公署等申請　8

(5) 生活環境影響調査　8

(6) 本施設に係る建設工事　8

２．運営及び維持管理に関する特記事項　9

(1) 施設の運転管理　9

(2) 施設の維持管理　9

(3) 計量器の使用 9
(4) 余剰エネルギーの利用 9
(5) 脱水ろ液及び残渣の活用 9
(6) 処理排水及び最終残渣の処分 9

Ⅲ. 施設設計業務 10
1. 一般事項 10
(1) 施設諸元 10
(2) 工事概要 10
(3) 設計・施工要領 11
2. 全体計画 12
(1) 設計指針 12
(2) 設計条件 13

Ⅳ. 施設運営・維持管理業務 15
1. 運転管理等体制 15
(1) 全体組織計画 15
(2) 組織計画 15
(3) 労働安全衛生・作業環境管理 15
(4) 防火管理 16
(5) 連絡体制 16
(6) 緊急時の組織体制の整備・防災訓練 16
(7) 施設警備・防犯体制 17
(8) 地元との共生 17
(9) 帳簿類の管理 17
(10)地元雇用 17
(11)その他 17
2. 施設運転管理業務 17
(1) 受入対象物 17
(2) 受付業務 18
(3) 料金及び循環資源利用促進税の徴収 18
(4) 処理対象物受入時間 18
(5) 施設の運転 18
(6) 運転条件 18
(7) 搬入物の性状分析 19
(8) 搬入管理 19
(9) 適正処理 19
(10)適正運転 19
(11)搬出物の性状分析 19
(12)運転計画の作成 20
(13)運転管理マニュアル 20

(14)運転管理記録の作成 20
３．施設に係る維持管理業務 20
(1) 施設の機能維持 20
(2) 点検・検査計画 20
(3) 点検・検査の実施 21
(4) 補修・機器更新計画の作成 22
(5) 補修の実施 22
(6) 機器更新の実施 22
(7) 施設の保全 22
(8) 用役管理 22
(9) 清掃及び保安 22
(10)安全衛生管理・作業環境管理 23
４．環境管理業務 23
(1) 事業者が行う環境保全業務 23
(2) 市が行う環境保全業務への協力 23
５．資源化促進業務 23
(1) 排出物の資源化促進 23
(2) 市の資源化促進に係る協力 23
６．情報管理業務 23
(1) 運転記録報告 24
(2) 点検・検査報告 24
(3) 補修・更新報告 24
(4) 環境管理報告 24
(5) 作業環境管理報告 24
(6) 施設情報管理 25
(7) その他の管理記録報告 25

Ⅴ．事業完了時の措置 26
１．運営期間 26
２．施設からの退去 26

要求水準書添付資料 27
１．施設建設予定地位置図 28
２．施設配置図（参考） 29
３．雨水排水平面図（参考） 30
４．給水管布設平面図（参考） 31
５．汚水排水管布設平面図（参考） 32
６．公害防止基準等 33

Ⅰ. 総　則

1. 適用範囲

本要求水準書は、稚内市（以下「市」という。）が施設建設・運営を計画している「（仮称）稚内市生ごみ中間処理施設」の設計・建設及び運営・維持管理の事項について定めるものであり、「（仮称）稚内市生ごみ中間処理施設整備・運営事業」（以下「本事業」という。）に適用する。

2. 用語の定義

本要求水準書において使用する用語を、以下のように定義する。

「事業者」：本事業の実施に際して市と事業契約を締結し、事業を実施する者をいう。

「入札説明書等」：入札公告の際に市が公表する書類一式をいう。具体的には、入札説明書、要求水準書、落札者決定基準、様式集、図面、環境影響評価書等をいう。

「事業提案書」：資格審査通過者が入札説明書等に基づき作成し、期限内に提出される書類及び図書をいう。

「処理対象物」：市が搬入する一般廃棄物（生ごみ等）、下水道汚泥及び市が許可する事業者が搬入する水産廃棄物等をいう。

「本施設」：本事業で、事業者が整備する施設及び設備の全てをいい、本事業における公共施設等として位置づけるものとする。

3. 事業概要

本事業は、一般廃棄汚物（生ごみ）日量 11.5 トン（年間 4,200 トン程度）、下水道汚泥日量 5.7 トン（年間 2,000 トン程度）、水産廃棄物 1.4 トン（年間 500 トン程度）を破砕処理及び微生物による発酵により減容化を行い最終処分場における埋立量の減量を図るとともに、バイオガスの回収を行いエネルギーとして資源活用を行うことにより、循環型社会形成の推進を図ることを目的とし、施設の設計・建設を行うとともに、運営・維持管理まで一括して行うものである。

本施設の建設に際しては、設計・施行条件を遵守し提案すること。

(1) 事業名称

（仮称）稚内市生ごみ中間処理施設整備・運営事業

(2) 事業実施場所

北海道稚内市新光町 1789 番地内

(3) 事業スケジュール

表１事業スケジュール（予定）に本事業の全体スケジュールを示す

表１　事業スケジュール（予定）

平成 21 年 5～6 月	実施方針（案）に関する意見、質問受付・回答
平成 21 年 6～8 月	特定事業の選定 入札公示及び入札説明書等の交付 入札説明書等に係る説明会及び現地見学会 入札説明書等に関する質問受付。回答（第１回）
平成 21 年 8～9 月	参加表明書及び参加資格審査申請書類の受付 参加資格審査結果の通知 参加資格がないと認めた理由の説明要求の受付・回答
平成 21 年 9 月	入札説明書等に関する質問受付。回答（第 2 回）
平成 21 年 10 月	事業提案書の受付
平成 21 年 11～12 月	事業者選定審査 審査結果通知及び結果の公表 優先交渉権者の決定及び公表 基本協定書締結
平成 22 年 3 月	事業契約締結
平成 22 年 4 月～ 平成 23 年 3 月	施設の設計及び建設（試運転含む）
平成 23 年 4 月	施設の供用開始
平成 24 年度～平成 37 年度	施設の運営及び維持管理
平成 38 年 3 月	施設運営・維持管理終了

4. 立地条件

(1) 事業用地面積

総面積約 17.34ha のうち、約 4,500 ㎡を想定している（提案により拡大・縮小は可能）。

(2) 建築規制等

都市計画区域　　指定なし

林地開発許可（森林法）　　要

開発許可（都市計画法）　　要

(3) 造成計画

事業者は、事業用地内において林地開発における残置森林や防災調整池等を考慮しながら、最適な造成を行う。

(4) 測量･地質調査等

平成 19 年度に本市が実施した「稚内市廃棄物中間処理施設建設事業地質測量調査報告書」の閲覧が可能。

追加調査が必要な場合は、事業者の負担で実施する。

5. 事業範囲

事業者は、事業の実施に必要な資金の確保を自ら行った上で、要求水準を満たす本施設の設計及び建設を行う。工事完成後は、市に所有権の移転を行った上で、施設の維持管理・修繕を行い、事業の運営を行うものとする。

なお、施設、設備及び事業用地には、搬入道路及び防災調整池等を含むものとする。

また、事業用地外であっても、給水設備、排水設備など施設稼働に必要な施設・設備については事業者の費用と責任において整備する。

(1) 施設、設備及び事業用地の設計、整備

① 本施設、設備及び事業用地の設計及びその関連業務
② 建築確認等の手続業務及びその関連業務
③ 本施設及び事業用地の整備並びにその関連業務
④ 設備等の設置工事及びその関連業務（搬入道路及び防災調整池等に敷設する給水設備、排水設備等、処理施設の試運転等を含む。）
⑤ 整備に伴う各種申請等の業務

(2) 施設の運営業務

① 本施設の運営及びその関連業務
② 処理施設の運転及びその関連業務
③ 見学者への対応業務

(3) 施設、設備及び事業用地の維持管理･修繕業務

① 保守管理業務
② 清掃業務
③ 警備業務
④ 環境衛生管理業務
⑤ 点検修繕業務

6. 遵守すべき法令等

遵守すべき法令等は次のとおりである。

・ 環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）

- 循環型社会形成推進基本法（平成 12 年号外法律第 110 号）
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）
- 大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）
- 水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）
- 騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）
- 振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号）
- 悪臭防止法（昭和 46 年 6 月法律第 91 号）
- 森林法（昭和 26 年法律第 249 号）
- 水道法（昭和 32 年法律第 177 号）
- 下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）
- 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）
- 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）
- 消防法（昭和 23 年法律第 186 号）
- 建設業法（昭和 24 年号外法律第 100 号）
- 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）
- 高圧ガス保安法（昭和 26 年法律第 204 号）
- 労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）
- 労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）
- 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律
  （平成 11 年号外法律第 117 号）
- 北海道環境影響評価条例（平成 10 年北海道条例第 42 号）
- 北海道環境基本条例（平成 8 年 10 月 14 日北海道条例第 37 号）
- 北海道循環型社会形成の推進に関する条例（平成 20 年北海道条例第 90 号）
- 稚内市環境基本条例（平成 16 年稚内市条例第 1 号）
- 稚内市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（昭和 47 年稚内市条例第 4 号）
- 稚内市建築基準法施行規則（平成 11 年稚内市規則第 24 号）
- 稚内市水道給水条例（昭和 34 年稚内市条例第 5 号）
- 稚内市公共下水道条例（平成 8 年稚内市条例第 8 号）
- ボイラー及び圧力容器安全規則（昭和 47 年号外労働省令第 33 号）
- 一般高圧ガス保安規則（昭和 41 年号外通商産業省令第 53 号）
- 事務所衛生基準規則（昭和 47 年号外労働省令第 43 号）
- 日本工業規格（ＪＩＳ）
- 内線規程
- 電気供給約款
- ガス供給約款
- 電気設備に関する技術基準
- その他関連する法令、規格、規程及び技術指針等

7. 関係官公署の指導等

本施設の設計・建設及び運営・維持管理にあたっては、関係官公署の指導等に従う。

8. 提出書類

本施設の設計・建設及び運営・維持管理に関して、市が資料、報告、記録等の提出の指示・要求をしたときは、速やかに作成・提出する。

事業者が関係官公署に申請・届出を行った資料については、その副本を市に提出する。

9. モニタリング

市は、事業者が事業提案内容に基づいた業務を確実に実施し、事業契約書及び要求水準書に定める要求水準を達成していることを確認するとともに、事業者の事業実施状況及び財務状況等を把握するため、以下に掲げるモニタリングを行う。

事業者はモニタリングの実施にあたり、資料の提出、説明等に協力しなければならない。

なお、モニタリングに要する費用は、事業者側に発生する費用を除き、市の負担とする。

(1) 本事業の実施状況の確認

市は、本事業の各段階において、事業契約書に定めるところにより、定期的にモニタリングを行う。

また、市が必要と認める場合には、随時モニタリングを行う。

① 実施設計モニタリング

事業者は、市が実施設計の進捗に係る資料の提出を求めた場合、その資料を提出し、市に説明を行う。

事業者は、実施設計を終えた時点で、実施設計図書を提出し、市は、提出された図書が、事業提案書の内容及び要求水準書に定める要求水準に適合するものであるか否かについて確認を行う。

② 工事施工モニタリング

市が工事の進捗について説明及び報告を求めた場合、事業者は、施工状況の事前説明及び事後報告を行い、市は工事施工状況の確認を行う。

ア　工事着手前

事業者は、「建築基準法」に規定される工事監理者及び「建設業法」に規定される主任技術者または監理技術者をして工事監理を行わせるが、市は工事着手前にその体制などについて確認を行う。

事業者は、工事着工に先立ち、工事実施計画を市に提出し、市の承認を得なければならない。

イ　定期

市は、定期的に工事施工状況及び工事監理の状況について確認を行う。

ウ　随時

市は、必要と認める場合には、工事施工及び工事監理の状況について確認を行うことができる。

エ　中間確認

市は、本施設が設計図書に従い建設されていることを確認するために、工期中、必要な事項に関する中間確認を実施する。

中間確認の結果、工事の内容が設計図書に適合しない場合には、市は補修又は改善を求めることができる。

③ 工事完成モニタリング

事業者は、本施設完成に先立ち、施設の性能が要求水準に適合するものであるかを確認するために性能試験を実施する。

事業者は、性能試験の項目及び要領等について予め市の確認を受ける。

本施設完成後、市は、施設の状態が事業契約書及び要求水準書に定める要求水準に適合するものであるか否かについて、確認を行う。

確認の結果、事業契約書及び要求水準書に定める要求水準に適合しない場合には、市は補修又は改善を求めることができる。

また、市は、施設の引渡し前に事業者が作成・提出する、運営・維持管理マニュアル、運営維持管理業務体制及び業務仕様書等を確認する。

④ 運営・維持管理モニタリング

ア　定期

市は、事業契約書及び要求水準書等に定める運転管理マニュアル等のとおり運営・維持管理業務が行われているか否かについて、各種報告書及び施設への立入検査等により四半期毎に業務の実施状況を確認する。

イ　随時

市は、必要と認める場合には、運営・維持管理業務遂行について確認を行う。

(2) 財務状況の確認（財務状況モニタリング）

市は、財務状況について、事業契約書に定めるところにより、定期的にモニタリングを行う。また、市と必要と認める場合には、随時モニタリングを行う。

① 財務状況モニタリング

事業者は、毎事業年度、財務書類（商法第 281 条第 1 項に規定する計算書類）を作成し、自己の費用をもって公認会計士又は監査法人による監査を受けた上で、監査報告書とともに毎事業年度経過後３か月以内に市に提出する

市は、当該財務書類を受領後、財務状況の健全性について確認を行う。

10. 事業条件等

(1) 事業条件

本事業は次に基づき行うものとする。

① （仮称）稚内市生ごみ中間処理施設整備・運営事業　事業契約書
② （仮称）稚内市生ごみ中間処理施設整備・運営事業　要求水準書
③ （仮称）稚内市生ごみ中間処理施設整備・運営事業　事業提案書
④ その他市が指示するもの

(2) 事業提案書の変更

事業者が作成した事業提案書の記載事項について、事業期間中に要求水準書に適合しない個所が発見された場合には、事業者の費用と責任において要求水準書を満足させる変更を行うものとする。

(3) 要求水準書記載事項

① 記載事項の補足等

要求水準書で記載された事項は、基本的内容について、定めるものであり、上回って管理運営することを妨げるものではない。

要求水準書に明記されていない事項であっても、本施設を管理運営するために当然必要と思われるものについては、全て事業者の費用と責任において補足・完備させるものとする。

② 参考図書の取扱い

要求水準書の図・表等で「(参考)」と記載されたものは、一例を示すものである。

事業者は、「(参考)」と記載されたものについて、本施設の基本性能の向上や施設を管理運営するために当然必要と思われるものについては、全て事業者の費用と責任において補足・完備させるものとする。

③ 疑義の解釈

要求水準書に疑義が生じた場合は、市と事業者が協議のうえ、決定する。

11. 情報公開

事業者は、本事業の実施に当たり、積極的な情報公開に努めるものとする。

Ⅱ. 特記事項

1. 設計及び建設に関する特記事項

事業者が行う、設計及び建設に関する主な業務は、次のとおりとする。

(1) 事前調査

本施設の設計・建設を実施するにあたり、市が提供する資料を補完する目的で、事業者が必要と判断する測量調査、地質調査等を設計前に行う。

(2) 本施設に係る設計

要求水準書、事業提案書及び事業契約書、関係法令等、その他市の指示するものに基づき、本施設の設計を行う。

設計完了後、要求水準書に規定する書類を提出し、市の承認を受ける。

(3) 一般廃棄物処理施設設置許可申請手続

一般廃棄物処理施設の設置許可申請の手続、その他本事業の実施にあたり必要となる申請手続は、本施設の設置者である事業者が行う。

なお、申請手続は事業者の責任で行うが、必要に応じ、市の助言を得ることができる。

(4) 官公署等申請

事業者は、建築物の確認申請を市へ提出する。

また、その他本事業の実施にあたり必要となる申請手続を行う。

なお、申請手続は事業者の責任で行うが、必要に応じ、市の助言を得ることができる。

(5) 生活環境影響調査

事業者は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、一般廃棄物処理施設設置許可申請に必要となる生活環境影響調査を実施する。

調査の詳細は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和 46 年厚生省令第 35 号)」及び「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針（平成 10 年 10 月厚生省生活衛生局水道環境部)」を参照のこと。

なお、現況把握については、市が平成 19 年度に行った現況調査の結果を流用することができる。

(6) 本施設に係る建設工事

事業者は、各種関係法令及び工事の安全等に関する指針等を遵守し、設計図書及び施工計画に従って、施設の建設工事を実施する。

2. 運営及び維持管理に関する特記事項

事業者が行う、運営及び維持管理に関する主な業務は、次のとおりとする。

(1) 施設の運転管理

事業者は、安定した施設の運転を行い、受入対象物を適正に処理するとともに、地震時やその他の災害時においては、施設を安全に停止させる。

また、関係法令及び要求水準書に規定する性能を厳守し、周辺地域の環境を良好に保全する。

(2) 施設の維持管理

事業者は、常に必要な性能が発揮できるように適切な施設の点検、保守、補修、更新、その他一切の維持管理業務を行う。

(3) 計量器の使用

市は、本施設への搬入廃棄物及び本施設からの搬出物等を積載する車両についての軽量については、隣接する最終処分場の計量施設を無償利用させるものとする。

(4) 余剰エネルギーの利用

事業者は、本施設で発生するエネルギーについて、施設における活用を行った結果として余剰が生じたときは、事業者の責任のもとで売却等を行うことができる。

(5) 脱水ろ液及び残渣の有効利用

事業者は、本施設から排出される脱水ろ液及び残渣については、可能な限り有効利用を図るよう努めるものとし、事業者の責任のもとで売却等を行うことができる。

(6) 処理排水及び最終残渣の処分

事業者は、処理排水及び最終残渣については、事業者の費用と責任において、適正に処理・処分を行う。

Ⅲ. 施設建設業務

1. 一般事項

(1) 施設諸元

計画・設計・施工する施設は、以下に示すものである。

① 施設種別：廃棄中間処理施設（エネルギー回収推進施設）

② 処理内容：処理対象物を破砕処理し、微生物による発酵によりバイオガスを回収する。

③ 処理対象物

種　　類			t/年	t/日 (365 日平均)
一般廃棄物 （生ごみ）	計画収集	①	2,650	―
	家庭系自己搬入	②	240	―
	事業系	③	1,312	―
	小　　計	①～③	4,202	11.51
下水道汚泥		④	2,090	5.73
水産廃棄物		⑤	500	1.37
合　　計		①～⑤	6,792	18.61

※　他に紙類・511t/年（1.40t/日）及び油類・29.2t/年（0.08t/日）を算入することが可能。

④ 施設規模：受入設備の受入能力：最大 34 トン／日

メタン発酵槽の処理能力：最大 23 トン／日

(2) 工事概要

事業用地内の造成工事を行い、施設を建設する。

① 土木・建築工事関係

ア．土地造成工事

土地造成及び防災調整池の計画・設計・施工（伐採、伐根含む。）　一式

イ．取付道路設置工事

取付道路の計画・設計・施工（伐採、伐根含む。）　一式

ウ．建築工事

中間処理施設、附帯施設及び外交等の計画・設計・施工　一式

エ．建築機械設備工事

ウの施設に係わる建築機械設備の計画・設計・施工　一式

オ．建築電気設備工事

ウの施設に係わる建築電気設備の計画・設計・施工　一式

カ．その他要求水準書に記載のある関係物件の計画・設計・施工　一式

② 中間処理設備工事関係

ア．プラント機械設備の計画・設計・施工　一式

イ．プラント電気計装制御設備の計画・設計・施工　一式

ウ．上記ア及びイの付帯設備の計画・設計・施工　一式

エ．その他要求水準書に記載のある関係物件の計画・設計・施工　一式

(3) 設計･施工要領

① 実施設計

実施設計は、次の図書に基づいて設計する。

・要求水準書

・測量図

・国土交通省工事共通仕様書（最新版）

・メタンガス化（生ごみメタン）施設整備マニュアル（平成 20 年１月・環境省）

・エネルギー回収能力増強化のための施設整備マニュアル
（平成 20 年１月・環境省）

・その他市の指示するもの

② 実施設計図書

実施設計完了後、図書類（以下「実施設計図書」という。）を提出し、市の確認を受ける。

なお、実施設計図書の作成に先立って、その内容を示す目次・リストを作成し、市の確認（実施設計モニタリング）を受ける。

③ 実施設計要領

実施設計要領は以下による。

ア．要求水準書記載事項の補足

要求水準書で記載された事項は、基本的内容について定めるものであり、これを上回って設計・施工することを妨げるものではない。

要求水準書に明記されていない事項であっても、施設の性能及び機能を発揮するために当然必要と思われるものについては、全て事業者の責任において補足・完備させなければならない。

イ．実施設計の変更

実施設計完了後に要求水準書に適合しない箇所が発見された場合には、事業者の費用と責任において要求水準書を満足させる変更を行うものとする。

④ 施工要領

ア．設計図書

土木・建築工事及び中間処理設備工事（以下「本工事」という。）は、次の図書に（以下「設計図書」という。）基づき施工する。

・市が確認した実施設計図書

・要求水準書

・国土交通省工事共通仕様書（最新版）

・その他市と事業者が協議して定めたもの

⑤ 施工監理

市は、工事施工モニタリングを実施し、工事施工及び工事監理の状況の確認を行う。

⑥ 工事記録

事業者は、工事に関する各種記録を適切に管理する。

⑦ 建設副産物の再資源化

ア．建設発生土

建設発生土は、極力場内で再利用することとし、場内に仮置きする場合には、発生土の飛散・流出対策を講ずるものとする。

イ．建設廃棄物

発生した建設廃棄物の分別を徹底し、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」に基づき、廃棄物の再利用化・資源化に努める。

ウ．工事用車両の搬入経路

工事用車両の事業用地への出入りは、隣接する最終処分場の管理運営に極力影響を与えない経路を計画すること。

なお、工事車両の待機は原則として事業用地内で行うものとし、搬入道路等に駐停車をしないものとする。

工事車両の搬入について必要があるときは、仮設道路を設けことができる。

必要に応じ、最終処分場内を通行しなければならないときは、あらかじめ協議を行うものとする。

エ．安全・保安

（ア）工事現場全体の保安のため、必要に応じた人員の警備員を配置し、事業用地の管理を行う。

（イ）事業用地の工事車両の出入口では、必ず交通整理を行い、一般通行車両の安全を図るものとする。

（ウ）上記(ｱ)、(ｲ)の期間は、工事着工日より工事完工日までとする。

（エ）工事中は標識及び作業者看板等を適切に配置し、注意喚起を行う。

（オ）作業時に地震等の緊急防災情報が発表された場合、あらかじめ作成し、市に提出した建設期間中の応急対応マニュアルに従い行動するものとする。

2. 全体計画

(1) 設計指針

① 災害防止

「建築基準法」、「消防法」等の関係法令を遵守するとともに、災害要因（特に地震、火災、台風）に対する安全を確保する。

② 公害防止

公害防止関係法令及び自主管理値を遵守するとともに、周辺に与える環境影響を実行可能な範囲で、回避・低減する。

また、大気汚染物質や温室効果ガスの削減、用役等の省資源化をはじめ、環境への負担を可能な範囲内で回避・低減する。

③　運転管理の信頼性

運転管理上、信頼性の高い設備とする。

④　運転管理等の安全性

運転管理上の安全（作業の安全性、各種保安装置等）を確保する。

⑤　作業環境

関係法令に準拠して安全・衛生設備を完備するとともに、作業環境を良好な状態に保つよう換気、騒音・振動防止、粉じんの飛散防止、必要な照度及び適切なスペースを確保する。

⑥　維持管理の容易性

プラント設備機器の取替・補修が容易となるよう、機器配置及び機材搬入動線等を計画する。

(2)　設計条件

①　処理方式

メタン発酵を利用したバイオガス化方式とする。

メタン発酵方式ついては事業者の提案とする。

②　施設規模

受入設備の受入能力：最大 34 トン／日、メタン発酵槽の処理能力：最大 23 トン／日を見込む。

ただし、事業者は、自らのリスクのもと、施設規模の拡大、縮小できるものとする。

③　処理条件

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に定める維持管理基準を満たすとともに、Ⅳ－２－⑸－③に従う。

④　エネルギー回収条件

処理対象物を処理した結果として、メタン回収ガス発生率 150Ｎ㎥／ごみトン以上であり、かつ、メタン回収ガス発生量 3,000Ｎ㎥／日以上を得るものとし、回収ガスのエネルギー化にあたっては、効率性、経済性等を十分に考慮し実施するものとする。

また、回収ガスの直接活用も可能とする。

⑤　受入対象物

Ⅲ－１－⑴－③のとおり。

⑥　公害防止基準等

添付資料６のとおり。

⑦　ユーティリティ条件

電気　　敷地境界の既設構内第１柱より高圧 6,600Ｖ受電。

水道　　水利用は上水道（メータ口径：50 ㎜）とする。

取出位置は添付資料３を参照のこと。

排水　　雨水は、防災調整池で調整のうえ既設排水経路を通じて河川放流する。

雨水排水経路については添付資料４を参照のこと。

事務所の生活排水及びプラント排水は、本施設内で排水基準以下に処理し、下水道に放流する。

下水道管の接続経路は添付資料５を参照のこと。

電話　　事業者の負担とする。

取付道路　　添付資料２を参照のこと。

Ⅳ. 施設運営・維持管理業務

1. 運転管理等体制

(1) 全体組織計画

① 事業者は、本事業に係る組織として適切な組織構成を計画する。

② 事業者は、本事業を行うに当たりＰＦＩ事業者として必要な有資格者を配置する。

③ 事業者は、廃棄物処理施設技術管理者（一般廃棄物）の資格を有する者を現場総括責任者として配置する。

④ 事業者は、整備した運転管理体制について市に報告する。

(2) 組織計画

① 事業者は、施設の運転管理業務、維持管理業務、環境管理業務、情報管理業務に適切な組織構成を計画する。

② 事業者は、施設の管理運営に必要な有資格者及び人員を確保する。

なお、関係法令、所轄官公署の指導を遵守する範囲において、有資格者及び人員の施設内での兼任は可能とする。

表　運転管理等必要資格（参考）

資格の種類	主な業務内容
廃棄物処理施設技術管理者 （有機性廃棄物資源化施設）	維持管理に関する技術上の業務及び維持管理の事務に従事する職員の監督
安全管理者	安全に係る技術的事項の管理
衛生管理者	衛生に係る技術的事項の管理
酸素欠乏危険作業主任者	酸欠危険場所で作業する場合、作業員の酸素欠乏症を防止する
防火管理者	施設の防火に関する管理者
危険物保安監督者 危険物取扱者	危険物取扱作業に関する保安・監督
ボイラ取扱作業主任者	ボイラ取扱作業
第１種圧力容器取扱操作作業主任者	圧力容器の取扱作業
電気主任技術者	電気工作物の工事維持及び運用に関する保安の監督
ボイラー・タービン主任技術者	ボイラー・タービンの工事維持及び運用に関する保安の監督
高圧ガス作業主任者	高圧ガスの取扱、消費等
公害防止管理者、公害防止主任管理者、公害防止統括者、各代理人	公害防止に関する技術的な管理

※その他運営を行うに当たり必要な資格がある場合は、その資格者を置くこと。

(3) 労働安全衛生・作業環境管理

① 事業者は労働安全衛生法等関係法令に基づき、従業者の安全と健康を確保するために、

本事業に必要な管理者、組織等を整備する。

② 事業者は、整備した安全衛生管理体制について市に報告する。
なお、体制を変更した場合は速やかに市に報告する。

③ 事業者は、作業に必要な保護具及び測定器等を整備し従事者に使用させる。
また、保護具及び測定器等は定期的に点検し、安全な状態が保てるようにする。

④ 事業者は、日常点検、定期点検等の実施において、労働安全・衛生上、問題がある場合は、市と協議のうえ、施設の改善を行う。

⑤ 事業者は労働安全衛生法等関係法令に基づき、従業者に対して健康診断を実施し、その結果及び結果に対する対策について市に報告する。

⑥ 事業者は、従業者に対して、定期的に安全衛生教育を行う。

⑦ 事業者は、場内の整理整頓及び清潔の保持に努め、施設の作業環境を常に良好に保つ。

(4) 防火管理

① 事業者は消防法等関係法令に基づき、対象施設の防火上必要な管理者、組織等を整備する。

② 事業者は、整備した防火管理体制について市に報告する。
なお、体制を変更した場合は速やかに市に報告する。

③ 事業者は、日常点検、定期点検等の実施において、防火管理上、問題がある場合は、市に報告を行ったうえ、施設の改善を行う。

(5) 連絡体制

事業者は、平常時及び緊急時の連絡体制を整備する。
なお、体制を変更した場合は速やかに市に報告する。

(6) 緊急時の組織体制の整備･防災訓練

① 事業者は、災害、機器の故障、停電等の緊急時においては、人身の安全を確保するとともに、環境及び施設に与える影響を最小限に抑えるように施設を安全に停止させ、二次災害の防止に努める。

② 事業者は、緊急時における人身の安全確保、施設の安全停止、施設の復旧等の手順を定めた緊急対応マニュアルを作成のうえ、市に提出するものとし、緊急時にはマニュアルに従って適切な対応を行う。
なお、事業者は、必要に応じて緊急対応マニュアルを随時改善しなければならない。

③ 事業者は、台風・大雨等の警報発令時、地震、火災、事故、作業員のけがなどが発生した場合に備えて、自主防災組織を整備するとともに、警察、消防、及び市等への連絡体制を整備する。
なお、体制を変更した場合は速やかに市に報告する。

④ 事業者は、緊急時に防災組織及び連絡体制が適切に機能するように、定期的に防災訓練等を行う。

なお、訓練の実施にあたっては、事前に市に連絡する。

⑤ 事業者は、事故が発生した場合、緊急対応マニュアルに従い、直ちに事故の発生状況、事故時の運転記録等を市に報告する。

また、事故後、速やかに対応策等を記した事故報告書を作成し、市に提出する。

(7) 施設警備・防犯体制

事業者は、施設の警備体制を整備する。

(8) 地元との共生

事業者は、常に適切な運転管理等を行うことにより、周辺住民の信頼と理解、協力を得る。

また、本施設の管理運営に関して住民等から苦情、意見、要望等があった場合は、誠意を持て対応する。

(9) 帳簿類の管理

事業者は、各組織の運転管理等に必要な帳票類を整備し管理する。(表　帳票類の種類（参考))

なお、帳票リスト及び様式等については、市と協議のうえ、決定する。

表　帳票類の種類（参考）

No.	名　　称	No.	名　　称
1	職員配置表	7	定期整備報告書
2	勤務体制編成表	8	設備（機器）台帳
3	運転日報・月報・年報	9	検査台帳
4	機器運転、作業日誌	10	備品・予備品台帳
5	試験検査日誌	11	薬剤使用台帳
6	施設維持管理状況報告	12	その他必要な書類

(10) 地元雇用

事業者は、地元雇用の促進に配慮する。

(11) その他

事業者は、市が行う視察者対応について、運転管理業務に支障のない範囲で協力する。

2. 施設運転管理業務

(1) 受入対象物

Ⅲ－１－(1)－③のとおり。

(2) 受付業務

本施設に対して搬入廃棄物を積載する車両の受付は、隣接する最終処分場において行うこととし、当該業務に係る経費等は市が負担する。

事業者は、最終処分場より提供される搬入車両の計量記録等の管理を行うものとする。

(3) 料金及び循環資源利用促進税の徴収

搬入廃棄物の処理に関する処理料金及び循環資源利用促進税（以下「循環税」という。）の徴収は、市が行う。

事業者は、処理料金及び循環税の徴収に必要な記録の整備等の管理を行い、市に報告する。

(4) 処理対象物受入時間

処理対象物受入時間は、原則として１月１日から１月３日までを除く、月曜日から土曜日の８時 30 分から 16 時 30 分とする。

(5) 施設の運転

事業者は、各設備を適切に運転し、本施設の基本性能を発揮し、搬入される処理対象物を、関係法令、公害防止条件等を遵守し適切に処理するとともに、経済的運転に努める。

(6) 運転条件

事業者は、以下に示す運転条件に基づき、施設を適切に運転管理する。

① 年間運転日数

施設の年間運転日数は、搬入される処理対象物を滞りなく処理することのできる運転日数とする。

② 運転時間

施設の運転は 24 時間連続運転とする。

③ 処理条件

本施設の、処理フロー（参考）次に示す。

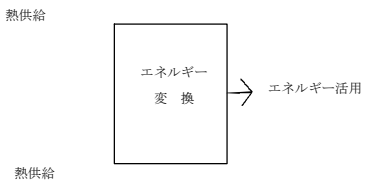

なお、エネルギー変換・活用については、事業者の提案による。

④ エネルギー回収条件

Ⅲ－２－⑵－④のとおり。

⑤ 公害防止条件

添付資料６参照。

⑥ ユーティリティ条件

Ⅲ－２－⑵－⑦のとおり。

⑺ 搬入物の性状分析

事業者は、施設に搬入される処理対象物の性状について、定期的に分析・管理を行う。

⑻ 搬入管理

事業者は、安全に搬入が行われるように、処理対象物受入室（プラットホーム）内及び施設周辺において搬入車両を誘導・指示する。

また、必要に応じて誘導員等を配置するなど、適切な誘導・指示を行う。

⑼ 適正処理

① 事業者は、搬入された処理対象物を、関係法令及び施設の公害防止条件等を遵守し、適切に処理を行う。

② 事業者は、施設より搬出される脱水ろ液、場内排水等並びに最終残渣等が、関係法令及び公害防止条件等を満たすように適切に処理する。

⑽ 適正運転

事業者は、施設の運転が、関係法令及び施設の公害防止条件等を満たしていることを確認する。

確認の結果については、運転管理記録に含めるものとする。

⑾ 搬出物の性状分析

事業者は、施設より搬出される脱水ろ液、場内排水等並びに最終残渣等の量について分析・管理を行う。

⑿ 運転計画の作成

① 事業者は、計画処理量に基づく施設の点検、補修等を考慮した年間運転計画を毎年度作成し、市に提出する。

② 事業者は、年間運転計画に基づき、毎月、月間運転計画を作成し、市に提出する。

③ 事業者は、作成した年間運転計画及び月間運転計画を変更した場合は、速やかに市に提出する。

(13) 運転管理マニュアル

① 事業者は、施設の運転操作に関して、運転管理上の目安としての管理値を設定するとともに、操作手順、方法について取扱説明書に基づいて基準化した運転管理マニュアルを作成し、市に提出する。

② 事業者は、運転管理マニュアルに基づいた運転を実施する。

③ 事業者は、施設の運転状況にあわせ、運転管理マニュアルを随時改善する。
改善したマニュアルについては、市に提出する。

(14) 運転管理記録の作成

事業者は、各設備機器の運転データ、電気・上水等の用役データ等を記録するとともに、分析値、補修、故障及び事故等の内容を含んだ運転日誌、日報、月報、年報等を作成し、市に提出する。

3. 施設に係る維持管理業務

(1) 施設の機能維持

事業者は、設備・機器等を適切に管理し、本施設の能力を事業期間にわたり維持する。

(2) 点検･検査計画

① 事業者は、点検・検査計画を施設の運転に支障のないよう、効率的に実施できるよう策定し、市に提出する。

② 点検・検査計画については、日常点検・定期点検（表　処理施設の点検（参考））、法定点検・検査（表　法定点検項目（参考））、自主検査等の内容（機器の項目、頻度等）を記録した点検・検査計画書（毎年度のもの、事業期間を通じたもの）を作成し、市に提出する。

③ 点検・検査は、運転の効率性を考慮し計画する。

表　処理施設の点検（参考）

No.	項目	概要	作業内容
1	日常点検	給油・点検清掃等の簡易な保全作業により使用設備の維持管理を行う。	給油・点検・清掃作業
2	定期点検	設備の異常を予知して、定期的に点検(週例、月例、３ヶ月点検)を行い、故障を未然に防止する。	巡回点検 日常保全のチェックと指導をあわせて実施

表　法定点検項目（参考）

No.	項目	法令・通知等	備考	記録の保存
1	一般廃棄物処理施設	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 維持管理 同法施行規則 精密機能検査	 3年に1回以上	 3年
2	発電用ボイラ	電気事業法 定期検査 同法施行規則 ボイラ タービン	保安規定 1年を経過した日の前後1月を超えない時期 2年を経過した日の前後1月を超えない時期	
3	タービン	電気事業法 定期検査 同法施行規則 タービン	保安規定 2年を経過した日の前後1月を超えない時期	
4	第1種圧力容器	労働安全衛生法 検査前の有効期間等 ボイラ及び圧力容器安全規則 定期自主検査 性能検査	 1年以内ごとに1回 1年以内ごとに1回	
5	第2種圧力容器	ボイラ及び圧力容器安全規則 定期自主検査	 1年以内ごとに1回	 3年
6	小型ボイラ 小型圧力容器	ボイラ及び圧力容器安全規則 定期検査	 1年以内ごとに1回	
7	受配電設備	電気事業法 電気設備技術基準	 保安規定	
8	消防用設備	消防法 点検 同法施行規則	 1年以内	
9	危険物の貯蔵所	消防法 維持管理 点検	 定期	

(3)　点検･検査の実施

① 事業者は、点検・検査を毎年度提出する点検・検査計画に基づき実施する。

② 日常点検で異常が発生した場合や故障が発生した場合等は、事業者は臨時点検を実施する。

③ 事業者は、点検・検査に係る記録を適切に管理し、法令等で定められた年数又は市との協議による年数保管する。

④ 事業者は、点検・検査結果報告書を作成し、市に提出する。

(4) 補修･機器更新計画の作成

① 事業者は、事業期間を通じた補修・機器更新計画を作成し、市に提出する。

② 事業者は、事業期間を通じた補修・機器更新計画について、点検・検査結果に基づき毎年度更新し、市に提出する。

③ 事業者は、点検・検査結果に基づき、設備・機器の耐久性と消耗状況を把握し、各年度の補修・機器更新計画を作成し、市に提出する。

(5) 補修の実施

① 事業者は、補修・機器更新計画及び点検・検査結果に基づき、施設の基本性能を維持するために、補修を行う。

② 事業者は、補修に際しては、補修工事施工計画書を市に提出する。

③ 事業者は、各設備・機器の補修に係る記録を適切に管理し、法令等で定められた年数又は市との協議による年数保管する。

(6) 機器更新の実施

① 事業者は、事業期間内における施設の基本性能を維持するために、機器の耐用年数を考慮した事業期間にわたる更新計画を作成し、市に提出する。

② 事業者は、事業期間中に市が求める場合は、最新の更新計画を作成し、市に提出する。

③ 事業者は、更新計画の対象となる機器について、更新計画を踏まえ、機器の耐久度・消耗状況により、事業者の費用と責任において、機器の更新を行う。

④ 事業者は、機器の更新に際しては、機器更新工事施工計画書を市に提出する。

(7) 施設の保全

事業者は、施設の照明・採光設備、給排水衛生設備、空調設備等の点検を定期的に行い、適切な修理交換等を行う。

(8) 用役管理

事業者は、薬剤、消耗品等について、経済性に配慮した調達を行い、これらを常に安全に保管し、必要の際には支障なく使用できるように、適切に管理する。

(9) 清掃及び保安

事業者は、施設の清掃計画を作成し、施設内・外を常に清潔に保つこと。

特に、見学者等第三者の立ち寄る場所については、常に清潔な環境を維持する。

また、施設内の警備を含めた保安体制を計画・実践する。

(10) 安全衛生管理･作業環境管理

① 事業者は、安全衛生管理体制に基づき、職場における労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進する。

② 事業者は、作業環境に関する調査・計測を行い、作業環境管理報告書を市に提出する。
③ 事業者は、本施設における標準的な安全作業の手順（安全作業マニュアル）を定め、その励行に努め、作業の安全を図ること。
④ 安全作業マニュアルは、施設の作業状況に応じ随時改善し、その周知を図ること。

4. 環境管理業務

(1) 事業者が行う環境保全業務

事業者の負担で、環境管理に係る測定及び運営時の事後調査を実施する。

事業者は、公害関連及び処理機能に係る各種調査のうち、事業者が行うものについて、施設の公害防止条件、関係法令等を遵守する。

(2) 市が行う環境保全業務への協力

事業者は、公害関連に係る各種調査のうち、市が行うものについて協力する。

5. 資源化促進業務

(1) 排出物の資源化促進

事業者は、本施設から排出される脱水ろ液や残渣等の排出物の資源化に積極的に努めること。

(2) 市の資源化促進に係る協力

事業者は、本施設から排出される脱水ろ液や残渣等の排出物の資源化の促進に関して、市へ協力を要請することができる。

6. 情報管理業務

事業者は、運営・維持管理の履行結果を正確に記載した月例報告書、四半期報告書及び年間報告書を、業務報告書（以下これらを「業務報告書」という。）として作成し、市に提出する。

報告内容は以下のとおりとし、計画に係る内容については、各年度の当初に提出する。

(1) 運転記録報告

① 事業者は、本施設の処理対象物搬入量、廃棄物搬出量、メタン回収ガス発生率及び発生量、エネルギー回収量、資源化物排出量、副資材搬入量、運転データ、用役データ、運転日誌、日報、月報、年報等を記載した運転管理に関する業務報告書を作成し、市に

提出する。

② 運転記録に係る業務報告書の記載事項等詳細項目は、市と協議のうえ決定する。

③ 運転記録に関するデータは、法令等で定める年数又は市との協議による年数保管する。

(2) 点検･検査報告

① 事業者は、本施設の点検・検査計画及び点検・検査結果を記載した点検・検査に係る業務報告書を作成し、市に提出する。

② 点検・検査に係る業務報告書の記載事項等詳細項目は、市と協議のうえ決定する。

③ 点検・検査に関するデータは、法令等で定める年数又は市との協議による年数保管する。

(3) 補修･更新報告

① 事業者は、本施設の補修計画及び補修結果を記載した補修結果に係る業務報告書、更新計画及び更新結果を記載した更新結果に係る業務報告書を作成し、市に提出する

② 補修・更新に係る業務報告書の記載事項等詳細項目は、市と協議のうえ決定する。

③ 補修・更新に関するデータは、法令等で定める年数又は市との協議による年数保管する。

(4) 環境管理報告

① 事業者は、環境管理のために計測した、施設の環境保全状況を記載した環境管理に係る業務報告書を作成し、市に提出する。

② 環境管理に係る業務報告書の記載事項等詳細項目は、市と協議のうえ決定する。

③ 環境管理に関するデータは、法令等で定める年数又は市との協議による年数保管する。

(5) 作業環境管理報告

① 事業者は、作業環境に関し計測した、施設の作業環境管理状況を記載した報告書を市に提出する。

② 作業環境管理に係る業務報告書の記載事項等詳細項目は、市と協議のうえ決定する。

③ 作業環境管理に関するデータは、法令等で定める年数又は市との協議による年数保管する。

(6) 施設情報管理

① 事業者は、施設に関する各種マニュアル、図面等を事業期間にわたり適切に管理する。

② 事業者は、補修、機器更新、改良保全等により、本事業の対象施設に変更が生じた場合、各種マニュアル、図面等を速やかに変更する。

③ 本事業の対象施設に関する各種マニュアル、図面等の管理方法については市と協議のうえ決定する。

(7) その他管理記録報告

① 事業者は、本施設の設備により管理記録可能な項目、又は事業者が自主的に管理記録する項目で、市が要望するその他の管理記録について、管理記録報告書を作成する。

② 提出頻度・時期・詳細項目については、市と協議のうえ決定する。

③ 市が要望する管理記録について、法令等で定める年数又は市との協議による年数保管する。

Ⅴ. 事業完了時の措置

1. 運営期間

① 事業者は、本運営・維持管理期間完了３年前に、以後の本施設の取扱いについて、市と協議を開始するものとする。

② 協議事項については、事業契約書に定める。

2. 施設からの退去

運営期間の終了に際して、事業者は以下の措置を行った後、施設から退去するものとする。

退去に伴う処理については、予め市と協議して行う。

① 市が財産処分申請書の作成を行う場合は、精密機能検査（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第５条）を行う。

② 設備・機器のうち、監督官公署所轄のものは、廃止手続を行う。

③ 用役等について所轄供給者への供給の停止、契約終了の手続を行う。

④ 届出書類や保管が必要な技術資料は、整理を行い、市へ引き渡す。

⑤ 予備品、消耗品、備品、展示品、薬剤類、その他物品類は全て撤去する。

⑥ 施設内に搬入されている処理対象物は、全て撤去・洗浄する。

また、薬剤・油タンク等については、十分洗浄を行うこと。

⑦ 破砕・分別装置、原水槽、ガスタンク、脱硫塔、脱水機、脱水ろ液貯留槽等のごみ、汚泥、排液、回収ガス、副生成物、その他残渣等は全て撤去・洗浄する。

なお、これらの固着物等は高圧洗浄、かき落しを行って除去する。

⑧ 施設各部の清掃を行う。

⑨ 施設出入口必要個所に施錠、締切り等を行い、第三者が容易に施設内に立入りできないよう処置する。

⑩ その他施設からの退去に必要な手続き、処理を行う。

⑪ 施設清掃の後、敷地内の土壌汚染調査を行い、汚染が確認されたときは、事業者の責務により適切な対策を講じること。

要 求 水 準 書 添 付 資 料

１．施設建設予定地位置図

２．施設配置図（参考）

３．雨水排水平面図（参考）

４．給水管布設平面図（参考）

５．汚水排水管布設平面図（参考）

６．公害防止基準等

位置図
S=1/10,000
都市計画区域
建設予定地：稚内市新光1789番地
林地開発区域
A=3,7839ha
廃棄物最終処分場
JR南稚内駅
北海道稚内市

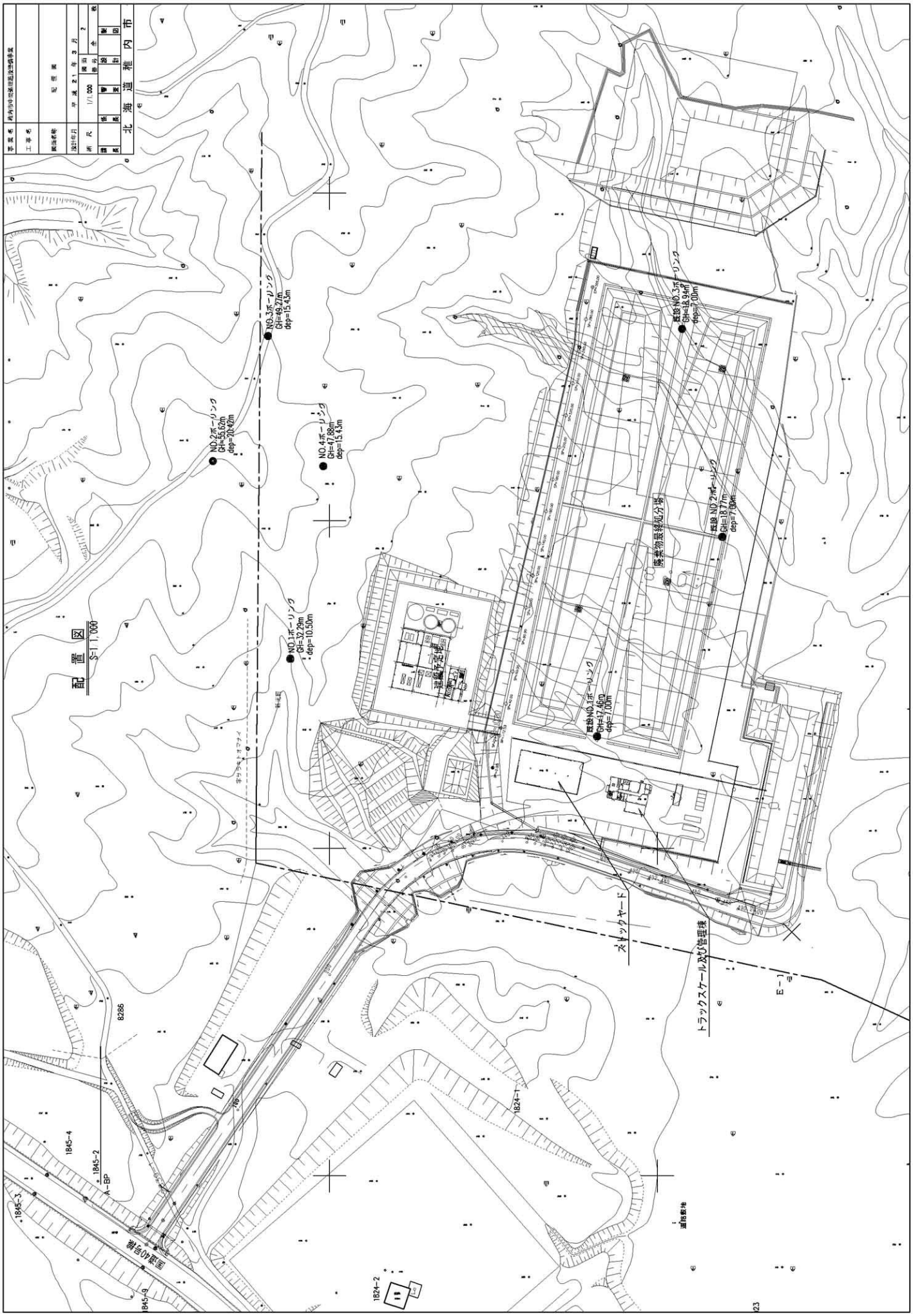
北海道稚内市
配置図
S=1:1,000
NO.1ボーリング
GH=32.29m
dep=10.50m
NO.2ボーリング
GH=55.62m
dep=20.42m
NO.3ボーリング
GH=49.27m
dep=15.43m
NO.4ボーリング
GH=47.88m
dep=15.43m
既設NO.1ボーリング
GH=17.46m
dep=7.00m
既設NO.2ボーリング
GH=18.77m
dep=7.00m
既設NO.3ボーリング
GH=18.94m
dep=7.00m
廃棄物最終処分場
建築予定地
ストックヤード
トラックスケール及び管理棟
E-1
A-BP
8286
1824-1
1824-2
1845-2
1845-3
1845-4
1845-9
国道40号線

雨水排水平面図
S=1:500
NO.4ボーリング
GH=47.88m
dep=15.43m
NO.1ボーリング
GH=47.29m
dep=10.50m
建設予定地
U-300
U-300 0.50%
1.00%
集水桝 1300型
HP2排管 φ800
L=24,810
合成樹脂管 φ800
L=27.00m
ヒューム管 φ1500
L=13.50*1201.00
SP=120.00
SP=100.00
SP=80.00
SP=60.00
SP=40.00
FH=44.00
FH=39.00
FH=35.00
FH=31.50
60.000
81.000
北海道旭川市

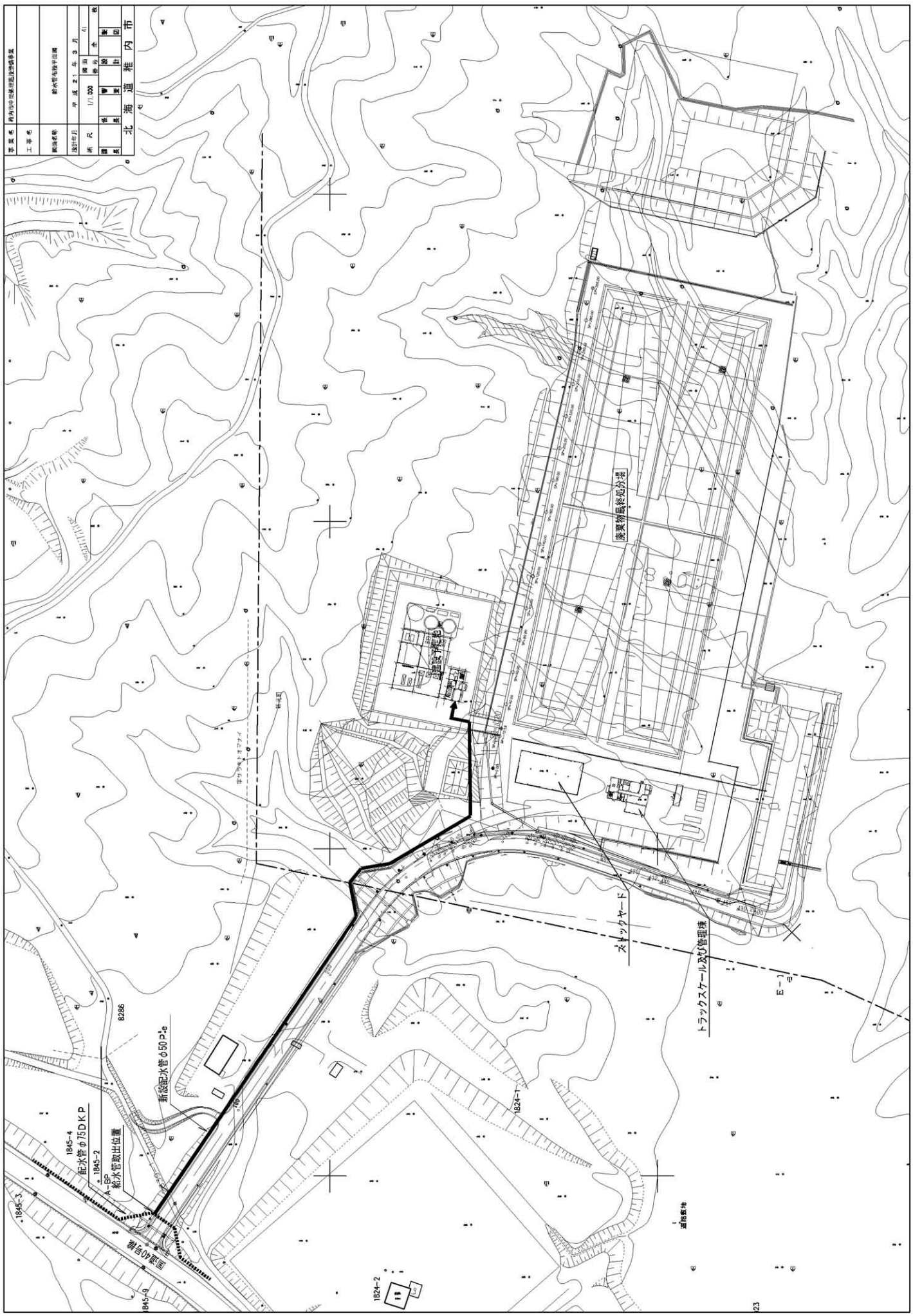
北海道稚内市
給水管布設平面図
平成21年3月
1/1,000
工事名
1845-4
配水管φ75D.K.P
1845-2
A-BP
給水管取出位置
新設配水管φ50P-e
8286
1824-1
1824-2
1845-3
1845-5
既設40φ管
ストックヤード
トラックスケール及び管理棟
E-1
既設建物
既設建物
既設建物

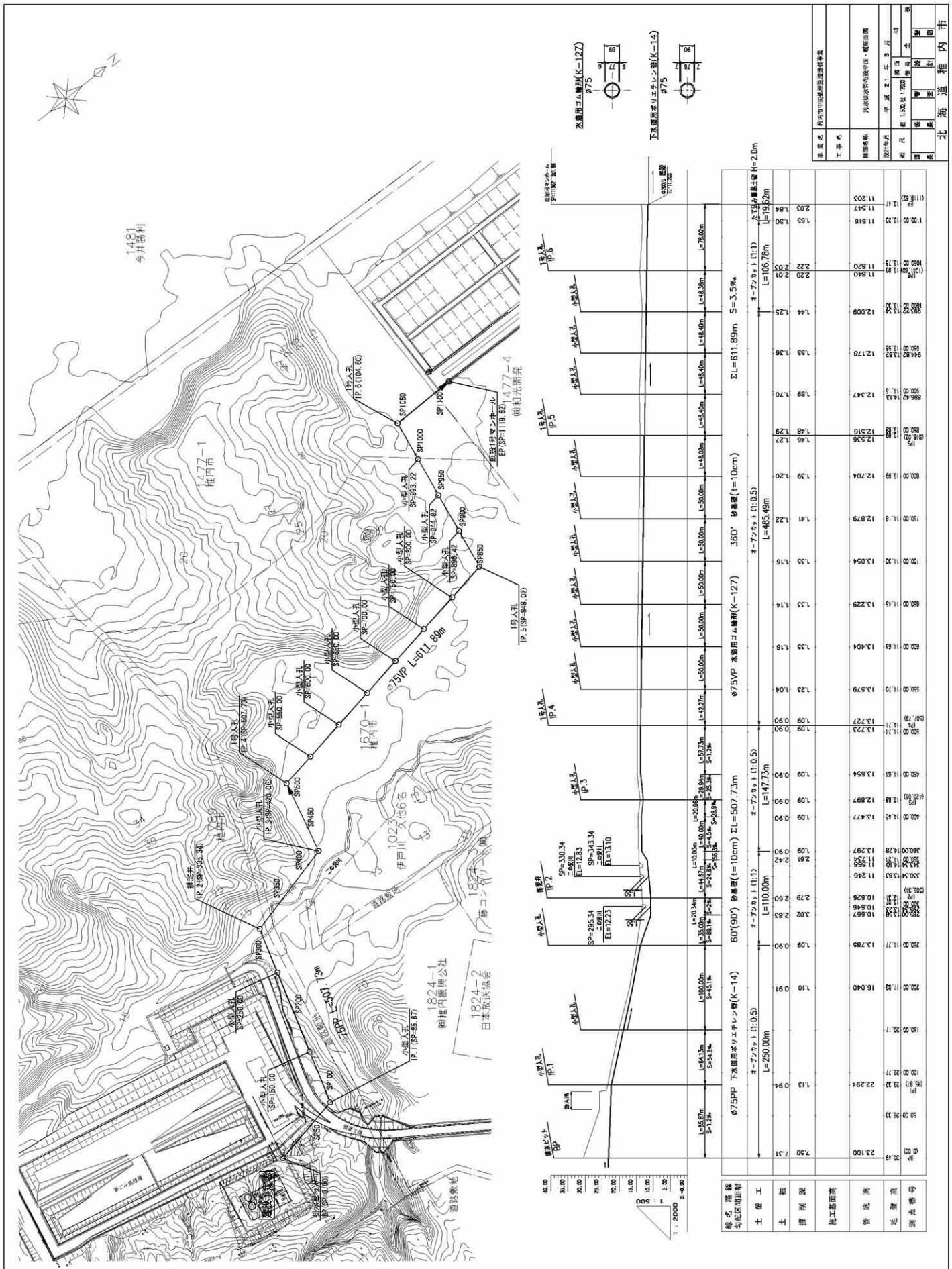
平面図
S=1:2000
縦断図
北海道稚内市
事業名 稚内市宗谷岬漁港建設事業
工事名
施設名称 汚水排水管布設平面・縦断面図
設計年月 平成21年3月
尺度 縦 1:500 横 1:1000
設計 課長 係長 係員
審査 課長 係長 係員
決裁 課長 係長 係員
水道用ゴム輪形(K-127) φ75
下水道用ポリエチレン管(K-14) φ75
φ75PP 下水道用ポリエチレン管(K-14) 60°(90°) 砂基礎(t=10cm) Σ L=507.73m
φ75VP 水道用ゴム輪形(K-127) 360° 砂基礎(t=10cm) Σ L=611.89m S=3.5‰
オープンカット(1:0.5) L=250.00m
オープンカット(1:1) L=110.00m
オープンカット(1:0.5) L=147.73m
オープンカット(1:1) L=106.78m
オープンカット(1:0.5) L=485.49m
オープンカット(1:1) L=19.62m
小型人孔
1号人孔
15号人孔
排水ポンプ
既設1号マンホール
SP=330.34 ∇0.90H EL=12.83
SP=343.34 ∇0.90H EL=13.10
SP=295.34 ∇0.90H EL=12.23
1477-1 稚内市
1479 稚内市
1481 今井勝利
1678-1 稚内市
1824-1 (有)稚内振興公社
1824-2 日本放送協会
伊戸川1023他6名
道路敷地
通路敷地
縦断 距離 勾配 設計地盤高 地盤高 掘削深 土留 土工量
測点番号

添付資料6

表 6-1 公害防止目標(大気・騒音・振動)

	公害防止計画値		規制基準	備考
大気	粉じん	(設備構造で対応)	(設備の構造)	大気汚染防止法 設置する設備により再検討(ガスタービン等を準用)
	ばいじん	0.05g/Nm^3	0.05g/Nm^3	
	硫黄酸化物	K=17.5	K=17.5	
	窒素酸化物	70	70	
	その他の有害物質			
騒音	昼間(8:00～17:00)	60dB(A)以下	60dB(A)以下	公害防止条例 (敷地境界線上) 第3種区域(参考)
	朝・夕(6:00～8:00, 17:00～22：00)	55dB(A)以下	55dB(A)以下	
	夜間(22:00～6:00)	50dB(A)以下	50dB(A)以下	
振動	昼間(8:00～19:00)	65dB(A)以下	65dB(A)以下	振動規制法 [振動規制法第4条一項の規定に基づく規制基準(敷地境界線上)](告示) 第2種区域(参考)
	夜間(19:00～8:00)	60dB(A)以下	60dB(A)以下	
悪臭	アンモニア	1ppm以下	1ppm以下	公害防止条例 (敷地境界線上) 悪臭防止法 [悪臭防止法第4条に基づく規制基準(敷地境界線上)](参考)、よりもっとも厳しい値を採用。
	メチルメルカプタン	0.002ppm以下	0.002ppm以下	
	硫化水素	0.02ppm以下	0.02ppm以下	
	硫化メチル	0.01ppm以下	0.01ppm以下	
	二硫化メチル	0.009ppm以下	0.009ppm以下	
	トリメチルアミン	0.005ppm以下	0.005ppm以下	
	アセトアルデヒド	0.05ppm以下	0.05ppm以下	
	スチレン	0.4ppm以下	0.4ppm以下	
	プロピオン酸	0.03ppm以下	0.03ppm以下	
	ノルマル酪酸	0.001ppm以下	0.001ppm以下	
	ノルマル吉草酸	0.0009ppm以下	0.0009ppm以下	
	イソ吉草酸	0.001ppm以下	0.001ppm以下	
	プロピオンアルデヒド	0.05ppm以下	0.05ppm以下	
	ノルマルブチルアルデヒド	0.009ppm以下	0.009ppm以下	
	イソブチルアルデヒド	0.02ppm以下	0.02ppm以下	
	ノルマルバレルアルデヒド	0.009ppm以下	0.009ppm以下	
	イソバレルアルデヒド	0.003ppm以下	0.003ppm以下	
	イソブタノール	0.9ppm以下	0.9ppm以下	
	酢酸エチル	3ppm以下	3ppm以下	
	メチルイソブチルケトン	1ppm以下	1ppm以下	
	トルエン	10ppm以下	10ppm以下	
	キシレン	1ppm以下	1ppm以下	

表 6-2 除害施設の設置基準(稚内市下水道条例第 7 条)

対　　象		単　位	基　準　値
温　　度		℃	４５
水素イオン濃度（ｐＨ）		－	５から９ (5.7 から 8.7)
ｎ-ヘキサン 抽出物質	鉱油類	mg/l	５
	動植物 油脂類	mg/l	３０
ヨウ素消費量		mg/l	２２０

表 6-3 特定事業者からの下水の排出基準(稚内市下水道条例第 8 条)

対　　象		単　位	基　準　値
水素イオン濃度（ｐＨ）		－	５から９ (5.7 から 8.7)
生物化学的酸素要求量 （ＢＯＤ）		mg/l	６００ （３００）
浮遊物質量（ＳＳ）		mg/l	６００ （３００）
ヨウ素消費量		mg/l	２２０
ｎ-ヘキサン 抽出物質	鉱油類	mg/l	５
	動植物 油脂類	mg/l	３０

備考：BOD、SS、pH、温度に係わる（　）内の数値は、製造業及びガス供給業の適用基準。

表 6-4(1) 除害施設の設置基準(稚内市下水道条例第 9 条)

対象	単位	基準値
カドミウム及びその化合物	mg/l	０．１
シアン化合物	mg/l	1
有機リン化合物	mg/l	1
鉛及びその化合物	mg/l	０．１
六価クロム化合物	mg/l	０．５
ヒ素及びその化合物	mg/l	０．１
水銀及びアルキル水銀 その他の水銀化合物	mg/l	０．００５
アルキル水銀化合物	mg/l	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル	mg/l	０．００３
トリクロロエチレン	mg/l	０．３
テトラクロロエチレン	mg/l	０．１
ジクロロメタン	mg/l	０．２
四塩化炭素	mg/l	０．０２
1,2-ジクロロエタン	mg/l	０．０４
1,1-ジクロロエチレン	mg/l	０．２
ｼｽ-1,2-ジクロロエチレン	mg/l	０．４
1,1,1-トリクロロエタン	mg/l	3
1,1,2-トリクロロエタン	mg/l	０．０６
1,3-ジクロロプロペン	mg/l	０．０２
テトラメチルチウラムジスルフィド (別名チウラム)	mg/l	０．０６
2-クロロ-4･6-ビス（エチルアミノ）-S-トリアジン (別名シマジン)	mg/l	０．０３

表　6-5 表 6-4 (2) 除害施設の設置基準(稚内市下水道条例第 9 条)

対象		単位	基準値
S-4-クロロベンジン=N･N-ジエチルチオカルバマート (別名チオベンカルブ)		mg/l	０．２
ベンゼン		mg/l	０．１
セレン及びその化合物		mg/l	０．１
ほう素及びその化合物		mg/l	１０
ふっ素及びその化合物		mg/l	8
フェノール類		mg/l	5
銅及びその化合物		mg/l	3
亜鉛及びその化合物		mg/l	2
鉄及びその化合物（溶解性）		mg/l	１０
マンガン及びその化合物		mg/l	１０
クロム及びその化合物		mg/l	2
温度		℃	４５
アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素、硝酸性窒素		mg/l	３８０
水素イオン濃度（ｐＨ）		－	5から9 (5.7から8.7)
生物化学的酸素要求量 （ＢＯＤ）		mg/l	６００ （３００）
浮遊物質量（ＳＳ）		mg/l	６００ （３００）
ｎ-ヘキサン 抽出物質	鉱油類	mg/l	5
	動植物 油脂類	mg/l	３０
窒素含有量		mg/l	２４０
りん含有量		mg/l	３２

備考：BOD、SS、pH、温度に係わる（　）内の数値は、製造業及びガス供給業の適用基準。